

## 施工実績金額を表記する場合の算定方法の見直しについて

- ① 既にホームページ（「平成22年9月からの入札制度の見直し」の3）に掲載しておりますが、契約監理課扱いの工事契約案件のうち、予定価格（税込み）が500万円以上3,000万円以下の工事については、適切な積算に基づく応札等を促進するため、平成22年9月6日公表分から、求める施工実績を金額で表記する場合の算定方法を見直し、最低制限価格の類推を困難とする概算額により施工実績金額を表示しておりますので御注意ください。
- ② なお、500万円未満の工事で求める施工実績の表記については従来どおりで、見直しはありません。

### ~~【平成26年10月14日追記】~~

- ~~③ 求める施工実績の算定に当たっては、当分の間、消費税等の率の改定（平成26年4月1日）前の率によるものとします。~~

### 【平成27年4月1日以降公表分からの見直し】

- ④ 求める施工実績の算定に当たっては、消費税及び地方消費税を除いた予定価格によるものとします。